

## 森林整備に関する財源のあり方について

## 【平成 30 年度報告書抜粋(財源のあり方について)】

「国の森林環境税や森林経営管理制度との関係について十分に確認するとともに、独自課税を導入している 37 府県の見直しの動向も見極めた上で、国制度における用途との重複はないか、あるいは、重複する用途に対し、国から譲与される財源で充足するかなどについて整理する必要がある。」

## 【第 1 回委員意見】

「国税、既存の予算との関係を整理する必要がある。」

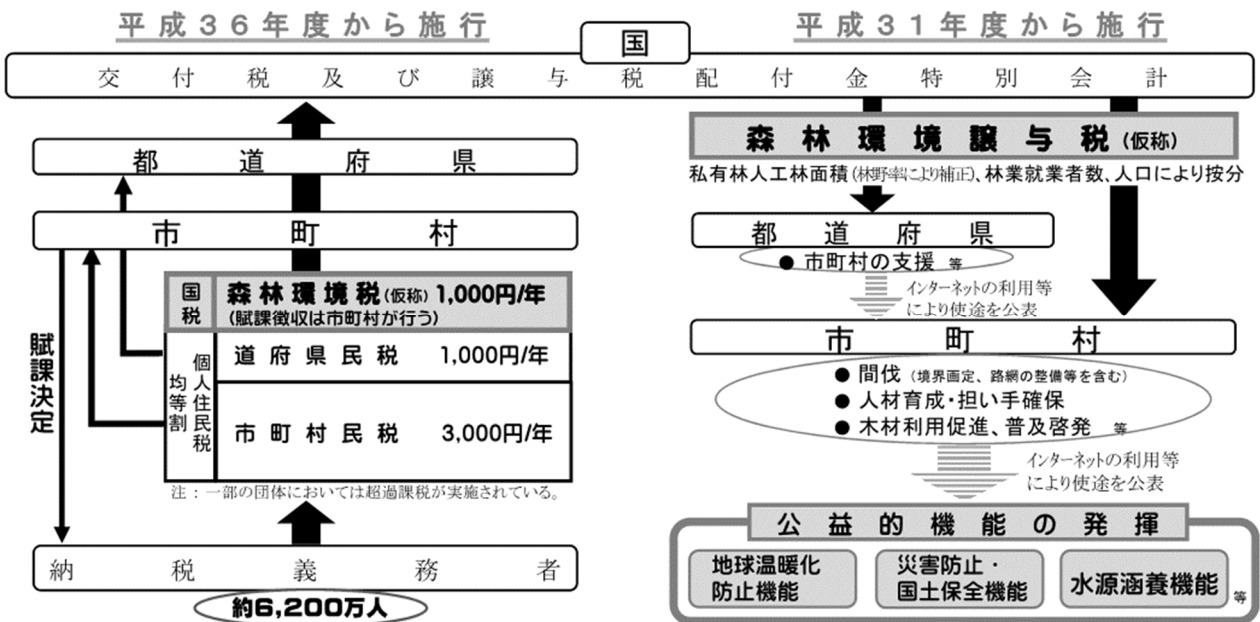
# 1. 森林環境譲与税との関係について

## (1) 森林環境譲与税の概要

(H31.3.27 成立、H31 年 4 月より施行)

区 分	内 容							
1 譲与先	市町村及び都道府県							
2 譲与総額	森林環境税（国税）の収入額に相当する額 ※国民1人・年額1,000円を徴収							
3 譲与基準	(1)市町村 譲与総額の10分の9の額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">上記の内訳</td> <td>5/10</td> <td>私有林人工林の面積によりあん分 ※林野率による補正あり</td> </tr> <tr> <td>2/10</td> <td>林業就業者数によりあん分</td> </tr> <tr> <td>3/10</td> <td>人口によりあん分</td> </tr> </table> <p>(2)都道府県 譲与総額の10分の1の額 上記の内訳：市町村と同様</p>	上記の内訳	5/10	私有林人工林の面積によりあん分 ※林野率による補正あり	2/10	林業就業者数によりあん分	3/10	人口によりあん分
上記の内訳	5/10		私有林人工林の面積によりあん分 ※林野率による補正あり					
	2/10		林業就業者数によりあん分					
	3/10	人口によりあん分						
4 譲与時期	毎年度9月及び3月							
5 譲与税の用途	(1)市町村 ア 森林の整備に関する施策 イ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する 公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の 森林の整備の促進に関する施策 (2)都道府県 ア 当該都道府県の市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の 支援に関する施策 イ 当該都道府県の市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑 な実施に資するための(1)アに掲げる施策 ウ (1)イに掲げる施策							

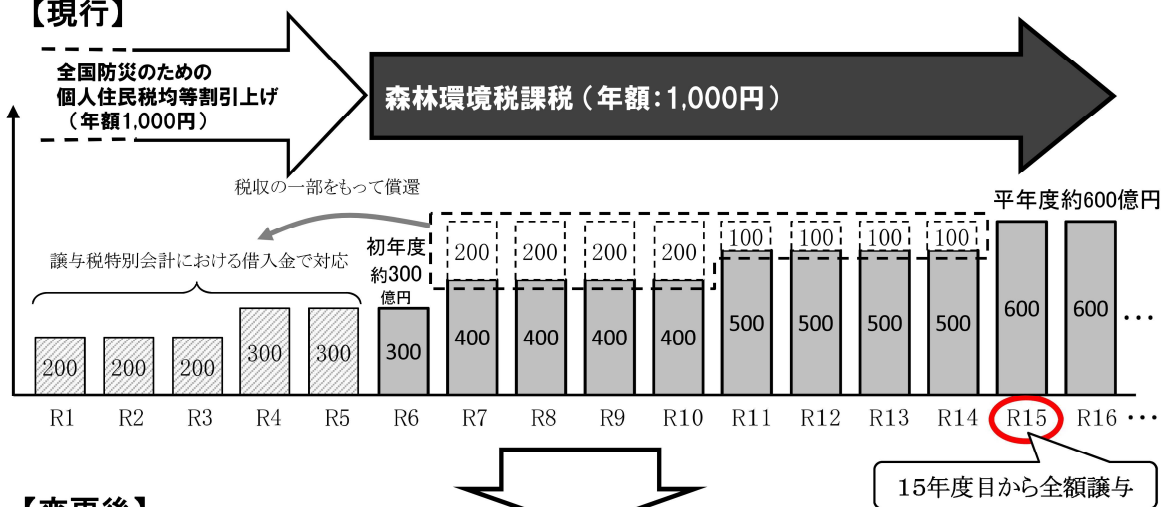
### (制度設計のイメージ)



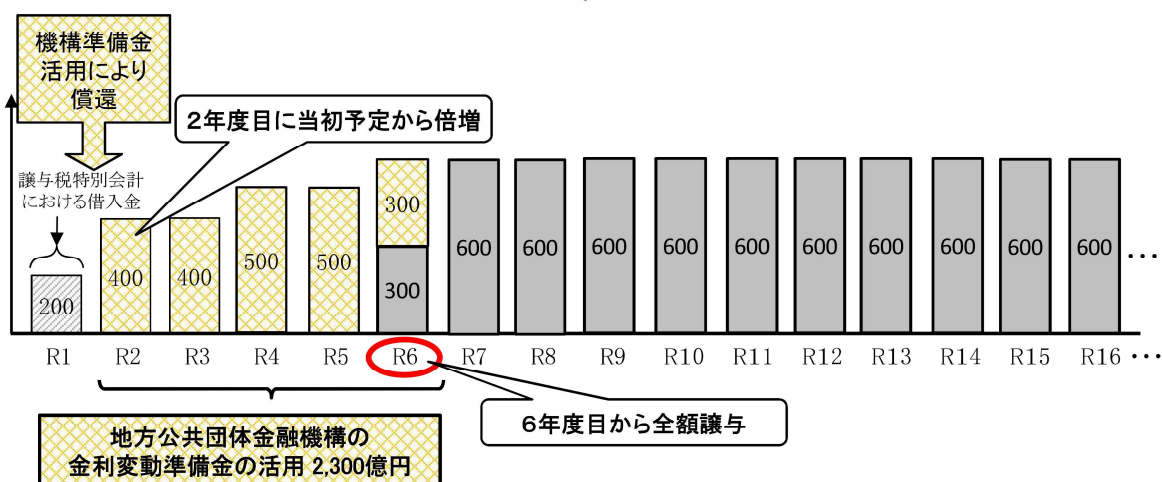
## 森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

### 【現行】



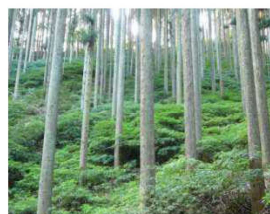
### 【変更後】



### 【森林整備の推進】



倒木により電線断線



間伐により倒木を防止



林業を志す人への研修

## 本県における森林環境譲与税試算

令和元年度 本県 3.5 億円 (⇒県0.7億円、市町村2.8億円)

	譲与額R1	R2・R6 (R1×1.5)	市区町村名	譲与額R1	R2 (R1×2.125)	R6 (R1×3.375)
新潟県	70,894,000	106,341,000	新潟市	35,752,000	75,973,000	120,663,000
			長岡市	25,372,000	53,916,000	85,631,000
			三条市	8,182,000	17,387,000	27,614,000
			柏崎市	11,798,000	25,071,000	39,818,000
			新発田市	9,778,000	20,778,000	33,001,000
			小千谷市	2,752,000	5,848,000	9,288,000
			加茂市	6,032,000	12,818,000	20,358,000
			十日町市	12,932,000	27,481,000	43,646,000
			見附市	2,704,000	5,746,000	9,126,000
			村上市	34,148,000	72,565,000	115,250,000
			燕市	3,292,000	6,996,000	11,111,000
			糸魚川市	15,850,000	33,681,000	53,494,000
			妙高市	6,464,000	13,736,000	21,816,000
			五泉市	8,510,000	18,084,000	28,721,000
			上越市	24,474,000	52,007,000	82,600,000
			阿賀野市	4,058,000	8,623,000	13,696,000
			佐渡市	16,404,000	34,859,000	55,364,000
			魚沼市	6,974,000	14,820,000	23,537,000
			南魚沼市	9,806,000	20,838,000	33,095,000
			胎内市	3,560,000	7,565,000	12,015,000
			聖籠町	558,000	1,186,000	1,883,000
			弥彦村	652,000	1,386,000	2,201,000
			田上町	1,072,000	2,278,000	3,618,000
			阿賀町	15,298,000	32,508,000	51,631,000
			出雲崎町	1,672,000	3,553,000	5,643,000
			湯沢町	3,170,000	6,736,000	10,699,000
			津南町	6,772,000	14,391,000	22,856,000
			刈羽村	606,000	1,288,000	2,045,000
			関川村	4,828,000	10,260,000	16,295,000
			粟島浦村	78,000	166,000	263,000
			合計	283,548,000	602,544,000	956,978,000

※ 令和元年度9月期の森林環境譲与税譲与額（総務省 9月30日公表）より試算

※ 譲与時期は毎年度9月、3月の年2回（法第30条）、年間譲与額は9月期×2で算出

※ 令和2年度は、税制改正大綱（閣議決定12.20）より試算（R1年度の県は1.5倍、市町村は2.125倍）  
令和6年度は、"（R1年度の県は1.5倍、市町村は3.375倍）

なお、今回は千円単位四捨五入

## (2) 森林経営管理制度の概要

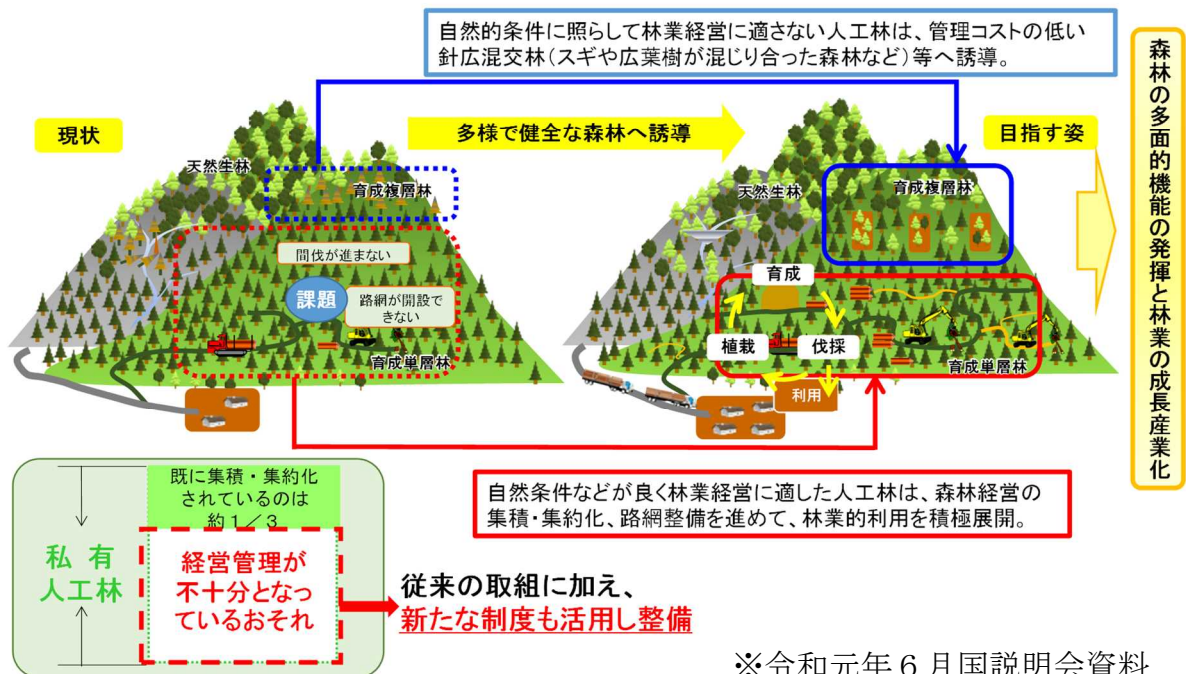
(H30.5.25 成立、H31年4月より施行)

私有人工林のうち、経営管理が不十分となっているおそれのある森林について、国は、従来の取組に加え、新たな制度(森林経営管理制度)も活用し整備を進めることとしている。

この新たな制度において、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築し(制度設計のイメージ参照)、森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化の両立を図ることとしており、自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林等へ誘導することとしている。

### 森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

#### ○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方



※令和元年6月国説明会資料

(制度の概要)	
区分	内容
1 森林所有者の責務	森林所有者による適切な森林管理(伐採後の造林及び適正な保育・間伐)の責務を明確化(制度設計のイメージ①参照)
2 市町村への森林管理の委託	森林所有者自らが森林管理を実行できない場合、市町村が森林所有者の委託を受けて森林を管理するための権利を設定(制度設計のイメージ②参照)
3 意欲と能力のある林業経営者への再委託	市町村は、林業経営に適した森林の管理を意欲と能力のある林業経営者に再委託(制度設計のイメージ③参照)
4 市町村が森林環境譲与税を活用して間伐等を実施	林業経営に適さない森林等については、市町村が森林環境譲与税の一部を充当して間伐等を実施(制度設計のイメージ④参照)

(制度設計のイメージ)

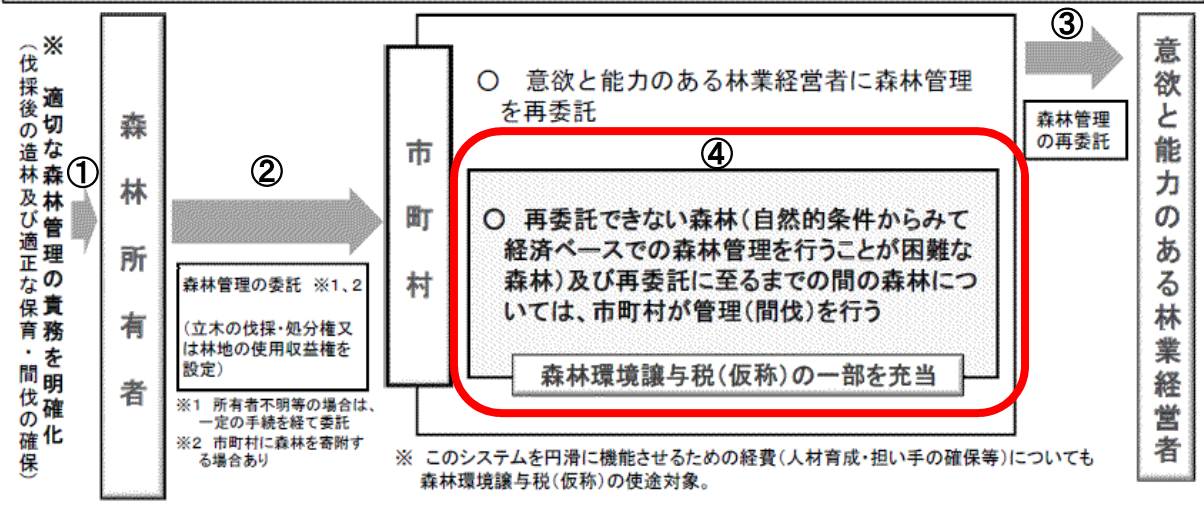
森林環境税(仮称)等に係る都道府県林務関係部局長等会議資料(抜粋)

新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- (3) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- (4) 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

上記の制度の創設に向け、(1)～(3)の内容を盛り込んだ森林関連法案を次期通常国会に提出することを検討。



※平成 30 年 1 月国説明会資料

(森林経営管理制度における市町村森林経営管理事業に係る財源について)

3-3 経営管理の実施方法

市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行う必要があります(法第33条第2項)。当該事業の実施に必要な財源については森林環境譲与税を想定しています。

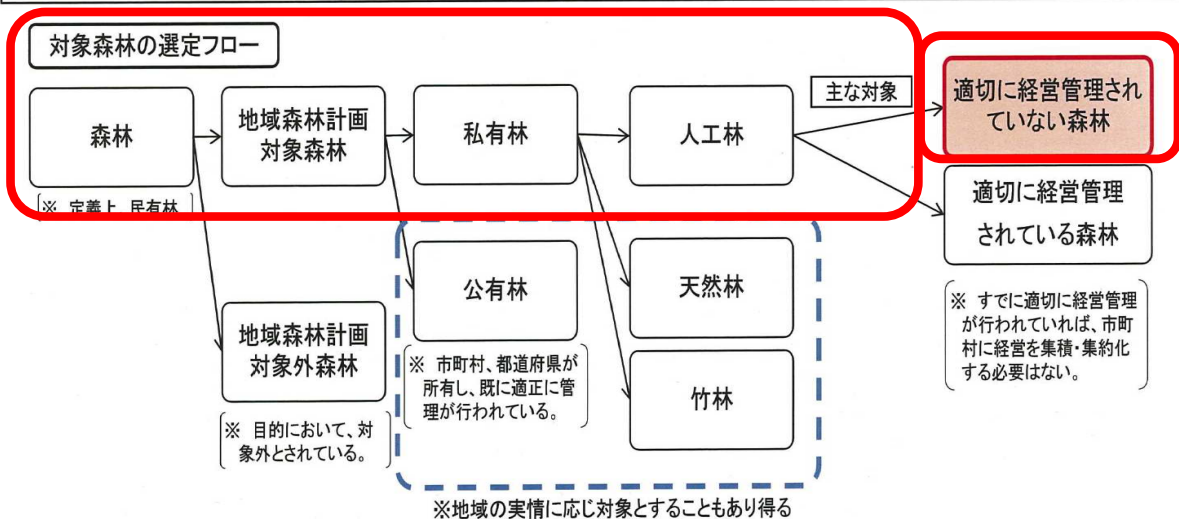
※平成30年12月国作成事務の手引より抜粋

(森林経営管理制度に係る対象森林について)

経営管理権集積計画の作成について③【対象森林】

第1条 本法律の対象は、森林法(昭26法249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林。

- 経営管理権等を設定する主な対象としては、地域森林計画対象の森林の中で経営管理が行われていない私有林人工林を想定。
    - ① 市町村や都道府県が所有している公有林
    - ② 健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性の低い天然林
    - ③ 適切に経営管理が行われている人工林
- については、市町村が森林所有者に代わって経営管理を行う必要性は低いことから、対象として基本的に想定していない。



※平成30年6月国説明会資料

### (3) 森林環境譲与税の使途に関する林野庁の見解

- 税法の趣旨を踏まえれば、市町村が私有林人工林の整備をメインとして譲与税を充てるのではないかとは思いますが、それ以外のところを否定する訳ではない。
- (県独自課税と)譲与税との棲み分けについては、県と市町村で調整し整理すべき問題である。
- 最近の野生獣による人身被害等に対応するため、森林被害の有無に関わらず、人命財産や農地等の安全を確保するために実施する緩衝帯の整備については、森林環境譲与税の使途とは言い難い。

(2020年2月6日林野庁への照会に対する回答)

[参考] 「森林・林業白書」(令和元年度版抜粋)

関係府県においては、超過課税の期限や見直し時期も踏まえつつ、必要に応じて国の森林環境税導入後の超過課税の取組が検討され、地域独自の取組と国の森林環境税がそれぞれの役割分担の下で効果的に活用され、森林整備等が一層進むことが期待される。

## (4) 県内市町村等における森林環境譲与税の活用状況

### ① 森林環境譲与税の活用状況

〔市町村〕 今年度の使途として多かったものは、森林経営管理制度に基づく意向調査や里山林・竹林などの整備、後年度の森林整備に向けた基金積立であった。来年度の予定では今年度より多くの市町村が「森林整備等」にこの譲与税を充当することとしている。森林環境譲与税及び森林経営管理制度は始まったばかりであり、今後の使途の中心は、森林経営管理制度による森林整備への充実にシフトしていくと思われる。

(百万円)

区 分	内 容	予算額等	
		R 元	R 2
1. 森林経営管理制度	意向調査及びその準備等	[14] 74	[18] 130
1. 森林整備等 (路網整備含む)	(1) 私有林等森林整備	[11] 43	[17] 85
	(2) 路網の補修等	[12] 60	[10] 98
3. 人材確保・育成	(1) 専門員雇用	[4] 12	[4] 12
	(2) 林業就業者育成、担い手確保	[3] 4	[6] 14
4. 普及啓発等	木造公共建築物、PR 等	[5] 11	[10] 56
5. 基金積立	森林整備等のため	[13] 74	[17] 204
合計		278百万円	599百万円

※ 複数回答あり。[ ] 書きの数字は市町村数。R2 予算額は予定

〔県予算〕 市町村は森林・林業部門の専門職員が不足しており、森林整備を進めていくためには、人材の確保・育成などの実施体制の強化が課題であるため、県ではこの譲与税を活用し市町村の森林整備実施体制の強化を中心に充当していく。

(百万円)

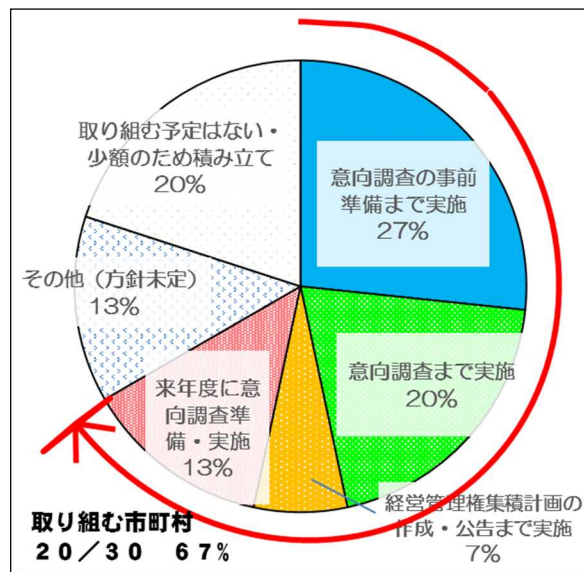
区 分	内 容	予算額	
		R 元	R 2
1 市町村 体制構築 への支援	(1) 林務担当職員研修、専門アドバイザー派遣等	22	13
	(2) 森林資源等情報の取得・提供等	10	30
2 森林整備等	(1) 森林整備	-	24
	(2) 間伐等森林整備技術の研究	4	4
3 担い手対策	担い手確保・育成	17	15
4 普及啓発等	県民PR等	18	11
合計		71百万円	97百万円

## ② 森林経営管理制度の取組状況 (R1)

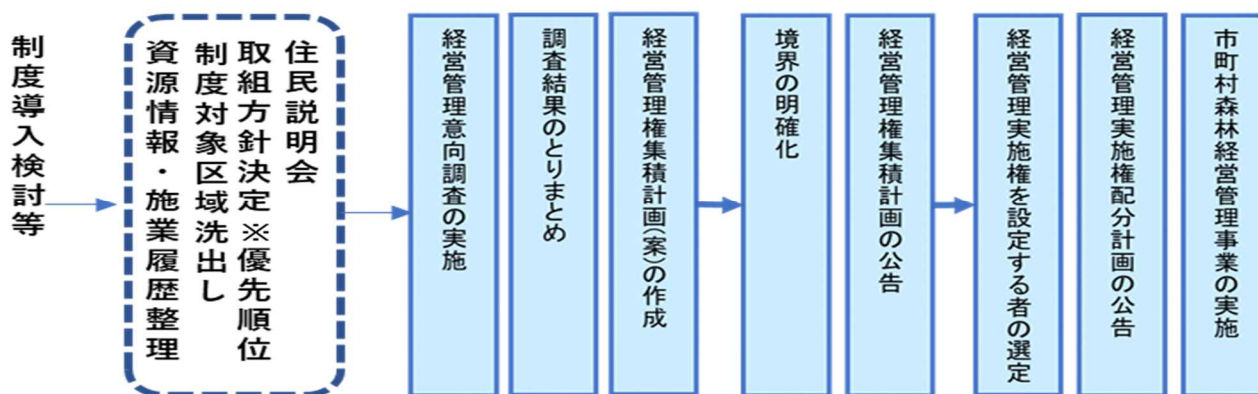
市町村は森林経営管理制度（※）による森林整備を実施していくため、この制度の進捗に合わせて森林環境譲与税をその財源として活用していくと想定される。

現時点で取り組む市町村は、30市町村のうち20市町村で約7割、私有林人工林及び森林環境譲与税譲与額が少ない等で次年度も取り組まない見込みの市町村は6市町村で2割となっている。

※ 経営管理がされていない私有林人工林等において、市町村が所有者から委託を受け 森林の経営管理、森林整備を実施する制度



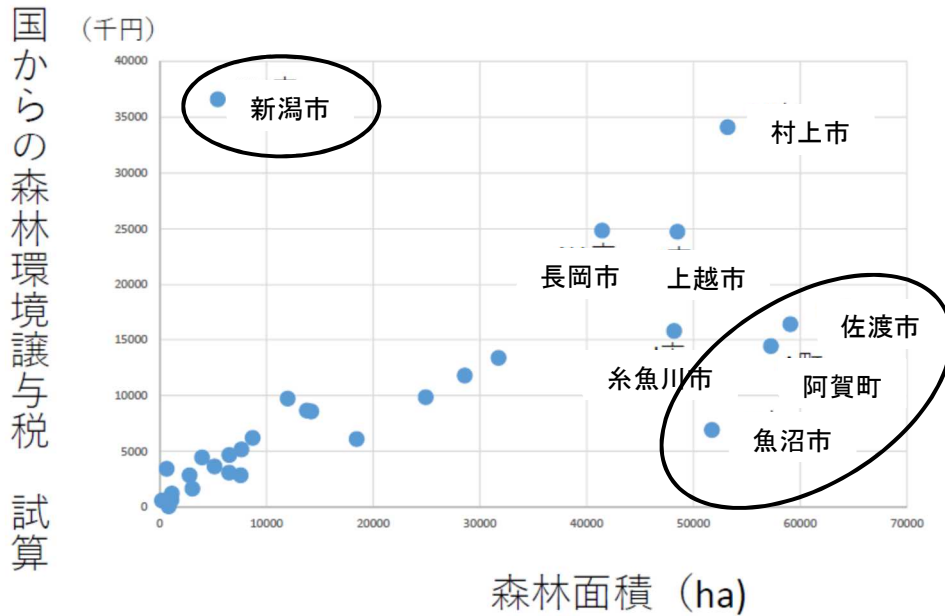
### [森林経営管理制度実務の流れ]



③ 本縣市町村の森林環境譲与税と森林面積の関係

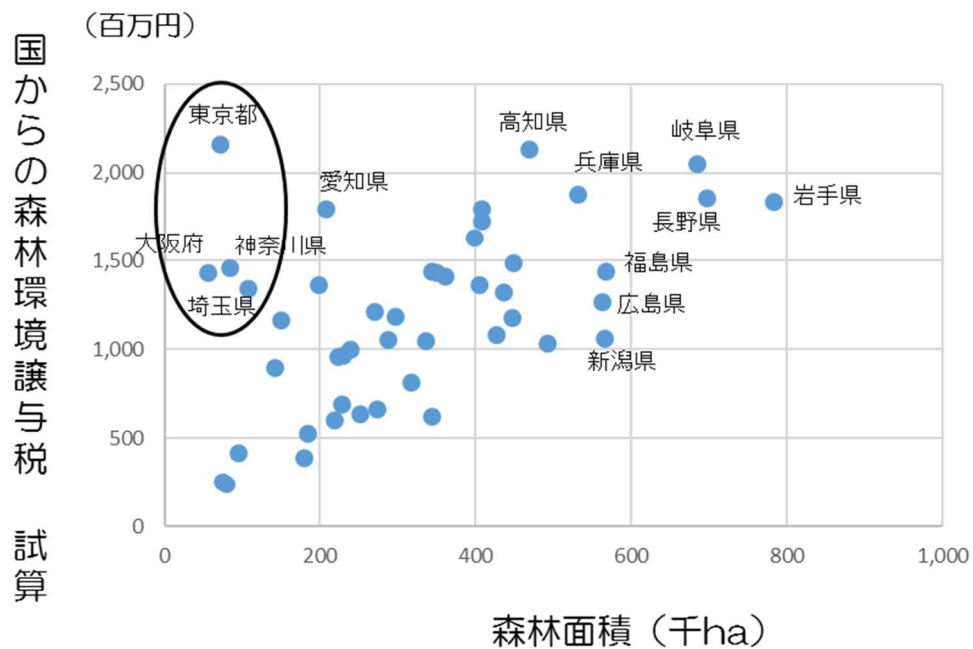
新潟市は、森林面積が少ないが、人口が多いため、譲与税が多い。

魚沼市、阿賀町、佐渡市は、森林面積が大きいが、人口が少ないため、譲与税が少ない。



④ 都道府県の森林環境譲与税と森林面積の関係

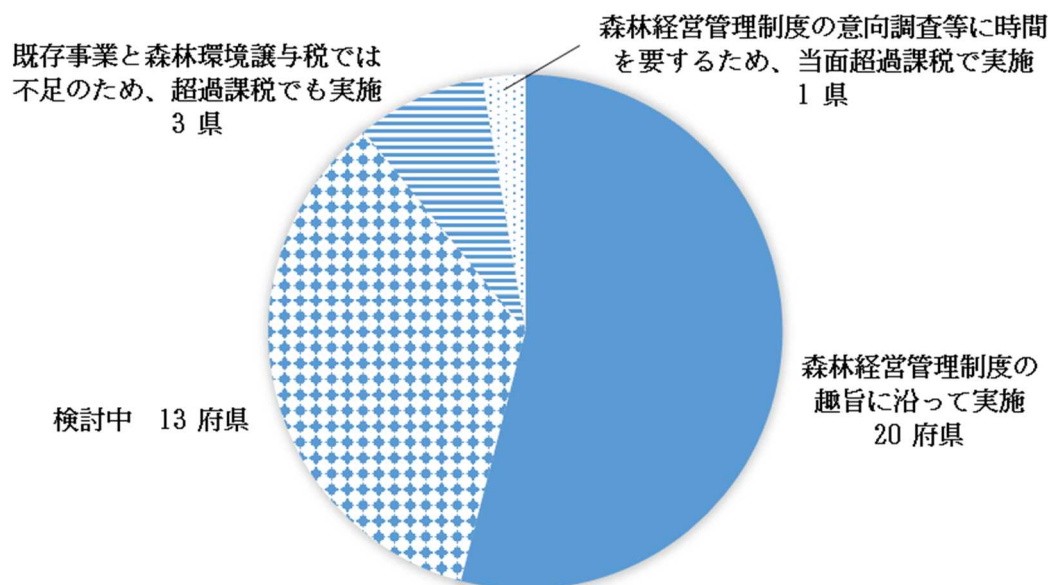
東京都、大阪府、神奈川県は、森林面積が少ないが、人口が多いため、譲与税が多い。



※ 北海道は除く（譲与額4,600百万円、森林面積2,477千ha共に大きいため）

## (5) 他府県の超過課税と森林環境譲与税との関係

- 既に超過課税を導入している 37 府県のうち、6 割の府県が譲与税の用途について整理しており、4 割の府県は検討中である。
- 譲与税の用途を整理している 24 府県のうち、8 割の府県が譲与税の用途として、森林経営管理制度の趣旨に沿って森林整備を実施することとしている。



私有林人工林の整備に充てる財源について	府県数	備考
整理している	24 府県	
譲与税により森林経営管理制度の趣旨に沿って実施	20 府県	整理後の超過課税の主な用途 〔皆伐後の再造林 広葉樹への樹種転換 里山林整備 災害緩衝林整備 農業用水や漁場環境改善のための除間伐 鳥獣害被害・松くい虫やナラ枯れ被害地の整備 クマ出没抑制のための森林整備〕
既存事業と譲与税では不足のため、超過課税でも実施	3 県	県が目標としている、年間の間伐実施面積に対して、既存事業（補助事業）と譲与税では不足するため、引き続き超過課税による間伐も実施する。
森林経営管理制度の意向調査等に時間を要するため、当面超過課税で実施	1 県	林業経営に適さない森林の整備は、譲与税でも対応可能だが、意向調査等に時間を要することから、当面は超過課税でも実施する。
検討中	13 府県	
合計	37 府県	

(出典：令和元年 8 月新潟県林政課調べ)

## (6) 技術専門部会の意見

- 森林経営管理制度の趣旨等を踏まえると、森林環境譲与税の主たる活用対象は「区分ア」であると整理できる。
- ただし、「区分ア」であっても、野生獣被害の防止や農地等を保全するための緩衝帯の整備については、譲与税の用途の対象外と判断されたので、別の財源により整備を行う必要がある。
- 譲与税をどこに充てるかについては市町村の判断であるが、県として、県土全体をこうしたいという考え方を全ての市町村に示し、そのための財源と譲与税との関係を整理すべき。 ※林野庁の見解にあるとおり市町村との調整が必要との趣旨。

## (7) 公的関与が必要な森林整備に係る財源と森林環境譲与税との関係整理

- ① 林野庁は、森林経営管理制度の趣旨を踏まえると、森林環境譲与税の主たる活用対象は、「区分ア（条件不利人工林（一般私有林）」）となるが、それ以外のところを否定するわけではないとしている。  
しかしながら、譲与税を区分アに充当すると、アの整備だけで30年以上を要することとなることから、区分ア以外の整備には、別の財源が必要となる。  
なお、「区分ア」については、森林経営管理制度に基づき、市町村が主体となって、その整備を行うものである。
- ② 野生獣被害の防止や農地等を保全するための緩衝帯の整備については、譲与税の用途の対象外と判断されたので、別の財源により整備を行う必要がある。

## 2. 森林整備に関する既存事業との関係について

### (1) 治山事業の概要

(制度の概要)																												
区 分	内 容																											
1 事業目的	森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る。																											
2 補助率	国 1/2～1/3、県 1/2～2/3 等																											
3 主な採択要件 (森林整備)	保安林又は地すべり防止区域に指定された森林であって、次のいずれかに該当するもの。 ① 台風や暴雨等の自然災害などにより荒廃した森林等 ② 治山施設の整備と一体的に整備する森林 ③ 生活用水や農業用水等の重要な水源となっている河川等の上流域にあって、水源かん養等の機能が低位な状態にある森林 ④ 治山事業施工地にあって、適切な保育施業等を必要とする森林																											
4 森林整備の現状	<p>治山事業の森林整備における各年度の実績は、過去に治山事業で整備した森林に対する下刈り、除伐等の保育施業の占める割合が大きい。            ※平成 30 年度実績では、面積の 95%、金額の 50%が保育施業である。</p> <p>森林整備の実績 (H30) (面積：ha 金額：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植栽工 (部分補植含む)</td> <td>24.31</td> <td>83,666</td> </tr> <tr> <td>保 育</td> <td>494.22</td> <td>83,611</td> </tr> <tr> <td>  下刈</td> <td>318.17</td> <td>52,809</td> </tr> <tr> <td>  除伐</td> <td>70.49</td> <td>14,188</td> </tr> <tr> <td>  つる切り</td> <td>1.35</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>  枝落とし</td> <td>6.96</td> <td>757</td> </tr> <tr> <td>  本数調整伐 (間伐)</td> <td>97.25</td> <td>15,515</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>518.53</td> <td>167,277</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育のトータル欄は、施業のダブリを除いた実面積</p>	工種	面積	金額	植栽工 (部分補植含む)	24.31	83,666	保 育	494.22	83,611	下刈	318.17	52,809	除伐	70.49	14,188	つる切り	1.35	342	枝落とし	6.96	757	本数調整伐 (間伐)	97.25	15,515	合 計	518.53	167,277
工種	面積	金額																										
植栽工 (部分補植含む)	24.31	83,666																										
保 育	494.22	83,611																										
下刈	318.17	52,809																										
除伐	70.49	14,188																										
つる切り	1.35	342																										
枝落とし	6.96	757																										
本数調整伐 (間伐)	97.25	15,515																										
合 計	518.53	167,277																										

項 目	面積(千ha)	○区分ごとの保安林面積	
		区 分	区域面積 (うち保安林)
保安林面積 (保安林率)	163,954 (29.0%)	ア条件不利人工林 (一般私有林)	62.0千ha (7.5千ha)
事業実施面積 (保安林面積に 対する割合)	519 (0.3%)	イ広葉樹林 (里山、ブナ林等)	37.0千ha (12.9千ha)
		ウ集落管理人工林	10.0千ha (4.7千ha)
		エ条件不利人工林 (公有林等)	9.0千ha (3.0千ha)
		上記以外	447.0千ha (135.9千ha)
		合 計	565.0千ha (164.0千ha)

林野庁調べ(H30年3月末現在)

林政課調べ(H30年3月末現在)

**(公的関与が必要な森林整備との関係)**

上記の採択要件のとおり、治山事業の対象は、保安林や地すべり防止区域の一部の森林に限定されている。実際、治山事業の実施面積は、民有林全体の0.1%程度、区分イ～エの総面積に対しても1%程度に過ぎず、本事業による森林整備は極めて限定的なものと整理される。このため、公益的機能発揮のために必要な森林整備を実施するには、別の財源を確保することが必要である。

## (2) 造林関係事業の概要

(制度の概要(民有林造林事業))																																
区 分	内 容																															
1 事業目的	健全で多様な森林の整備を目的に、森林経営計画等に基づいた造林、間伐等の森林整備を支援し、継続的な森林経営に向けた基盤づくりと森林の多面的機能の充実を図る。																															
2 補助率	国 3/10～5/10 以内、県 1/10～2/10 以内 等																															
3 主な採択要件 (森林整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、実施権配分計画において経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が、当該各計画に基づいて行うもの。</li> <li>・間伐：計画区内で5ha以上とりまとめ、平均10m<sup>3</sup>/ha以上搬出する等</li> </ul>																															
4 森林整備の現状	<p style="text-align: center;">森林整備の実績 (H30) (面積：ha 金額：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工 種</th> <th style="text-align: center;">事業量</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林 (樹下植栽含む)</td> <td style="text-align: right;">26.76</td> <td style="text-align: right;">22,269</td> </tr> <tr> <td>下刈り</td> <td style="text-align: right;">124.21</td> <td style="text-align: right;">17,926</td> </tr> <tr> <td>雪起こし</td> <td style="text-align: right;">22.66</td> <td style="text-align: right;">5,196</td> </tr> <tr> <td>枝打ち</td> <td style="text-align: right;">114.59</td> <td style="text-align: right;">31,593</td> </tr> <tr> <td>除伐</td> <td style="text-align: right;">30.08</td> <td style="text-align: right;">4,529</td> </tr> <tr> <td>保育間伐</td> <td style="text-align: right;">221.97</td> <td style="text-align: right;">51,620</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td style="text-align: right;">459.46</td> <td style="text-align: right;">216,868</td> </tr> <tr> <td>更新伐</td> <td style="text-align: right;">107.25</td> <td style="text-align: right;">83,517</td> </tr> <tr> <td>合 計 (面積は衛生伐除く)</td> <td style="text-align: right;">1,106.98</td> <td style="text-align: right;">433,518</td> </tr> </tbody> </table>		工 種	事業量	金 額	人工造林 (樹下植栽含む)	26.76	22,269	下刈り	124.21	17,926	雪起こし	22.66	5,196	枝打ち	114.59	31,593	除伐	30.08	4,529	保育間伐	221.97	51,620	間伐	459.46	216,868	更新伐	107.25	83,517	合 計 (面積は衛生伐除く)	1,106.98	433,518
工 種	事業量	金 額																														
人工造林 (樹下植栽含む)	26.76	22,269																														
下刈り	124.21	17,926																														
雪起こし	22.66	5,196																														
枝打ち	114.59	31,593																														
除伐	30.08	4,529																														
保育間伐	221.97	51,620																														
間伐	459.46	216,868																														
更新伐	107.25	83,517																														
合 計 (面積は衛生伐除く)	1,106.98	433,518																														
<p><b>(公的関与が必要な森林整備との関係)</b></p> <p>森林所有者等は、補助金を活用しつつ自らも費用を負担して、採算が見込めるスギ人工林を中心に本事業による森林整備を実施している。したがって、自然的条件等から林業経営に適さない区分イ～エにおいては、経済林と合わせて部分的に実施されるなど、ごく一部の場合に限定される。このため、公益的機能発揮のために必要な森林整備を実施するには、別の財源を確保することが必要である。</p>																																

### (3) 里山整備関係事業の概要

#### ①森林・山村多面的機能発揮対策交付金

(制度の概要)																		
区 分	内 容																	
1 事業目的	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を、市町村等の協力を得て支援する。																	
2 補助率	国定額（上限 120 千円/ha、285 千円/ha）																	
3 主な採択要件 (森林整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を行う時点において、森林経営計画の対象となっていない</li> <li>・同一箇所、同一メニューでの活動期間は上限3年間</li> </ul>																	
4 森林整備の現状	森林整備の実績 (H30) (面積：ha 金額：千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">工種(メニュー)</th> <th style="width: 20%;">面 積</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域環境保全タイプ (里山林保全活動等)</td> <td>286.6 (64.1)</td> <td>31,920 (7,140)</td> </tr> <tr> <td>地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備等)</td> <td>62.6 (0)</td> <td>17,378 (0)</td> </tr> <tr> <td>森林資源利用タイプ (炭、椎茸原木等への利活用等)</td> <td>18.3 (0)</td> <td>1,950 (0)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>367.5 (64.1)</td> <td>51,248 (7,140)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">上段：全体 下段：うち公的関与が必要な森林</p>			工種(メニュー)	面 積	金 額	地域環境保全タイプ (里山林保全活動等)	286.6 (64.1)	31,920 (7,140)	地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備等)	62.6 (0)	17,378 (0)	森林資源利用タイプ (炭、椎茸原木等への利活用等)	18.3 (0)	1,950 (0)	合 計	367.5 (64.1)	51,248 (7,140)
工種(メニュー)	面 積	金 額																
地域環境保全タイプ (里山林保全活動等)	286.6 (64.1)	31,920 (7,140)																
地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備等)	62.6 (0)	17,378 (0)																
森林資源利用タイプ (炭、椎茸原木等への利活用等)	18.3 (0)	1,950 (0)																
合 計	367.5 (64.1)	51,248 (7,140)																
<b>(公的関与が必要な森林整備との関係)</b> 地域の活動組織の意欲に委ねられていることと、同じ地区で同じメニューでの活動が3年までとなっており、継続的な整備の実施が困難である。																		

## ②鳥獣被害防止総合対策交付金

(制度の概要)	
区 分	内 容
1 事業目的	地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、市町村が作成した被害防止計画に基づき、地域ぐるみの総合的な取組等を支援する。
2 補助率	国 1/2 以内 ※新規地区等については定額（上限 120 千円/ha、285 千円/ha）
3 主な採択要件 (森林整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として市町村が作成した被害防止計画に基づく取組であること。</li> <li>・個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること。</li> </ul>
4 森林整備の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息環境整備(※)の実績(H30) 2 団体、685 千円、16.66ha</li> <li>※農地等に隣接する野生動物の隠れ場所における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備等</li> </ul>
<p><b>(公的関与が必要な森林整備との関係)</b></p> <p>地域の活動組織の意欲に委ねられており、実施面積は、民有林全体の 0.1%以下、区分ア～エの総面積に対しても 0.5%程度に過ぎず、本事業による森林整備は極めて限定的なものと整理される。このため、別の財源を確保することが必要である。</p>	